

愛・地球博記念公園西口休憩所における常設飲食物販コーナー実施要項

愛知県商工会連合会

1 趣旨

愛知県において、県立の都市公園である愛・地球博記念公園内（以下、「当公園」という。）に、スタジオジブリ作品の世界観を表現するジブリパークの整備が進められています。

このジブリパーク開園を契機として、多くの来場者が見込まれるため、愛知県の魅力を日本全国はじめ世界中に発信する絶好の機会が到来します。

当公園においては、飲食や土産物等を販売する施設が少なく、来場者の利便性向上、公園内の賑わいを創出する観点からも、常設の飲食物販コーナー（以下、「本コーナー」という。）が必要となっています。そこで、愛知県商工会連合会（以下、「本連合会」という。）が本コーナーを運営する県内商工会地域の事業者を選定するにあたり、必要事項をここに定めます。

2 施設概要

(1)所在地 愛知県長久手市茨ヶ廻間乙1533-1

愛・地球博記念公園西口休憩所の一部

(2)面積 本コーナー 約8㎡

（間口 約2.4m×奥行 約3.3m）

バックヤード 約5㎡

(3)その他 コンセント3か所

バックヤードに手洗い台1台あり

※換気扇なし、ダブルシンクではないため、本コーナーでの調理行為は難しいと思われます。瀬戸保健所と調整が必要となります。

3 出店の要件

本コーナーに出店することができる者は、原則、商工会地区内の会員事業者（以下、「事業者」という。）とします。

4 販売できる品目

本コーナーに出品できるものは、次の要件の全てを満たす飲食物や特産品等とします。

①商工会地域の資源・技術を活用したものであること。

②出店する事業者等が自己又は自己の名をもって生産・販売するものであること。

③出店期間に継続して供給することができるものであること。

④説明文等に誇大又は虚偽の記載がないものであること。

⑤各種法令、条例等に違反しないものであること。

⑥危険、汚破損、腐敗及び悪臭発生のおそれのないものであること。

⑦公序良俗に反しないものであること。

⑧見本展示のみの対応は不可。

5 契約期間

令和5年11月1日（水）～令和6年4月30日（火）までとし、自動更新はしません。

但し、本連合会が愛・地球博記念公園指定管理者（以下、「公園管理者」という。）との本コーナーにおける使用契約を期間満了したとき、又は期間中であっても使用契約が取り消されたときは、当然に本契約は終了するものとし、かかる契約終了から生じる損害について、本連合会は一切責任を負わないものとします。

6 休園日・営業時間

当公園及びジブリパークの休園日は、毎週火曜日となります。但し、火曜日が祝日の場合は、翌平日となります。

当公園の営業時間は、4月～10月が8：00～19：00、11月～3月が8：00～18：30となります。

本コーナーの営業時間は、公園管理者との調整になりますが、概ね9：00～17：00となります。

7 出店者用駐車場

搬出入のため、事業者に対し2枚の駐車許可証をお渡しします。搬出入の経路、方法、駐車場所等については後日、お知らせいたします。

8 原状復帰

契約期間が終了したとき、または事業者が契約を解除されたときは、本連合会の指定する期日までに、事業者は自らの費用で速やかに原状復帰し、本連合会の検査を受けて返還してください。

但し、本連合会が原状復帰の必要性がないと認めた場合は、この限りではありません。

9 費用負担

(1) 営業料

各月の税抜き売上合計金額に5%の営業料率を乗じ、その金額の消費税・地方消費税額を足した金額を事業者あて請求し、本連合会から公園管理者に納入します。

(2) 施設利用料

月額20,000円（消費税込み）とします。

納入方法については、本連合会と事業者の話し合いにおいて、決定します。

(3) その他の費用

ア 光熱水料

光熱水料は、上記施設利用料に含めるものとします。

イ 設備費用

設備の設置、維持、管理に関する費用は、全て事業者の負担とします。

ウ その他の費用

事業に係る運営、運営期間終了に係る原状復帰費用は、全て事業者の負担とします。

10 運営に関する条件

(1) 運営方法

運営は、事業者の直営によることとします。

(2) 設備等

営業に必要な備品、設備等については、事業者が各自で設置してください。

(3) 営業に伴う関係法令上の手続

営業に伴い、関係法令上必要となる諸官庁への申請・届出等については、全て事業者の責任において行ってください。

(4) 清掃等

本コーナーの周り、バックヤードの清掃については、事業者が行い、常に清潔を保ってください。

(5) 愛知県及び本連合会から紹介のあった商品の取扱い

愛知県及び本連合会から他事業者の商品の取扱いについて紹介する場合があります。期間限定でも良いので、販売にご協力ください。

(6) 防犯対策

貴重品は必ず毎日お持ち帰りください。お帰りになる際は、バックヤードに必ずカギをかけてください。

(7) のぼり旗等の設置

西口休憩所の周りにのぼり旗を設置することは可能です。希望があるときは、事前に本連合会にご連絡ください。

(8) 定期報告

事業者は、毎月の売上について翌月5日までに、本連合会に報告してください。

なお、本連合会は、事業者から提出された売上実績について、愛知県等から求められた場合に提供することがあります。外部への公表は一切行いません。

11 使用許可に係る条件

(1) 禁止事項

ア 事業者は当初申請した飲食・物販以外の物品を販売することはできません。

(10(5)で紹介した商品は除く)

変更を希望する場合は、本連合会に事前に連絡し、許可をもらってください。

イ 事業者は、本コーナー使用の権利の全部または一部を第三者に譲渡することはできません。

(2) 許可の取消し

事業者が本要項に定める事項、愛知県、公園管理者、本連合会の指示する事項を遵守しない場合は、当該許可を取り消すことがあります。

(3) 許可終了時の条件等

ア 契約期間が終了したとき、または事業者が契約を解除されたときは、事業者は自らの費用で速やかに原状復帰してください。

イ 事業者が原状復帰の義務を履行しない場合は、本連合会は事業者の負担において、これを行うことができるものとします。

(4) 損害賠償

事業者が本コーナー使用にあたり、本連合会または第三者に損害を与えたときは、全て事業者の責任でその損害を賠償していただきます。本連合会に一切請求することができません。

12 その他の条件

ここに記載されていない事項については、愛知県、公園管理者、本連合会で調整したのち、事業者と話し合いを行うものとします。